

第16期 第38回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和2年 7月29日(水) 午後1時30分～午後2時18分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆

主任主事：大城 匠人

6 議事録署名委員： 本底 広彦 ・ 上原 啓一

7 現場調査日時： 令和2年7月15日(水) 午後3時30分～午後5時

10. 会議の内容

会長	<p>定刻の1時30分になりましたので、第16期豊見城市農業委員会第38回総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時30分) 開会</p>
会長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。</p> <p>会期は、本日1日限りといたします。</p> <p>本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。</p> <p>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第6番委員の本底広彦委員と第7番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び赤嶺班長を指名します。</p> <p>本日、提案された議案等についての現場調査5件を行ってから審議に移る予定でしたが、新型コロナウイルス対策で、今回は事務局職員で調査を行ってきております。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>こんにちは。議案書の2枚目を開けていただけますか。今回は事業計画変更承認申請と転用許可申請が提出されております。現場確認を行いました。まず番号1案件については、違反転用扱いとして始末書を受領しております。番号2の案件については、現在休耕状態で違反転用は見られませんでした。番号3の案件、現在は休耕状態で違反転用は見られませんでした。第4番、これも現在は休耕状態で違反転用は見られませんでした。第5番、これも現在は休耕状態で違反転用は見られませんでした。それと、1から5までですが、周辺への影響についても各申請の排水処理計画や境界線上の被害防除対策等により、特に問題ないと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>これより報告案件に入ります。初めに報告第238号についての事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第238号「農地転用後の利用状況の報告について」</p> <p>2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。</p>

以上です。

会長 ただいまの報告第 238 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 239 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 239 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
今回は 4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 239 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 240 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書 6 ページをお開きください。
報告第 240 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 240 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、報告第 241 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 241 号「現況証明願について」
今回は 2 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ありがとうございます。
ただいまの報告第 241 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、報告第 242 号の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 242 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
今回は 4 件ございました。事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 242 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、議案案件に入ります。
議案第 126 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 126 号について説明いたします。議案書の 12 ページをお開きください。
議案第 126 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、7 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 15 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂赤幸原 971 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 2 番につきまして、議案書の 17 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波浜原 635 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 3 番につきまして、議案書の 19 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良前原 178 番及び金良東原 227 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 4 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波東原 465 番 1、饒波川田原 503 番 1 及び 608 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 5 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字平良勘定原 430 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 6 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂親川原 720 番、712 番 1 及び 716 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 7 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂親川原 714 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

以上です。

会長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 126 号について 1 件ずつ審議しますが、整理番号の 6 番と 7 番はそれぞれ関連しますので、一括で審議します。

それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(7 番委員挙手)

7 番委員 2 番ですけれども、申請人住所が宮城県となっていますけれども、県内に拠点はないのですか。

事務局 今、聞き取りをした中では、今の時点では県内に事務所というのを置くことはなくて、今は代表の方がこちらに来て進めるということです。

7 番委員 この後、道具、農機具とかその辺がどうなるのか。今から始めようとしているのに、準備もしていないというのはちょっとおかしいと思うんですけど。イチゴの栽培予定ですよ。

事務局 はい。

7 番委員 露地なのか、施設なのか、話し合っていますか。

事務局 休憩。

会長 休憩します。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 1 時 52 分

会長 再開します。

事務局 今回申請のあった法人については、現在、宮城県のほうでイチゴを栽培して
まして、今回、沖縄のほうで、宮城県のほうで栽培できない期間に栽培をする
ということで話を伺っております。耕作の予定としては、今、宮城県のほうで
はハウスのほうでイチゴを栽培しております。

7番委員 年間を通していつ頃の時期にやるの？ 沖縄で。

事務局 今、申請の上がっている許可申請のほうでは耕作が10月から翌の6月、7月の
頭までとなっております。

会長 7番委員、いいですか。

7番委員 はい、分かりました。
もう少しまくいたら、成功例をまた役所のほうに連絡してもらったり、技術の
向上に協力してもらえればもっといいんじゃないかなと思っておりますので、
見守っていきたいと思います。ありがとうございます。

会長 ほかにいらっしゃいませんか。
採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号2番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許
可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号2番については許可することに決定しま
した。
次に、整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号3番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許

可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号3番については許可することに決定しました。

次に、整理番号4番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

会長

整理番号4番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号4番については許可することに決定しました。

次に、整理番号5番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑ないようですので、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号5番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号5番については許可することに決定します。

次に、整理番号6番と7番については一括して審議しますので、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 6 番と 7 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番と 7 番については許可することに決定します。
次に、議案第 127 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いたします。

事務局 それでは議案書の 30 ページをお開きください。
議案第 127 号「農地転用事業計画変更承認申請について」
今回 1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきましては、37 ページの調査書をお開きください。37 ページをお願いします。本案件は、許可時の譲受人である当初計画者から事業承継者への新たな権利設定を伴う承継という形での変更承認申請となっております。当初計画の内容としましては、土地の所在は伊良波西原 530 番 1。転用目的は貸駐車場。譲渡人から譲受人への所有権移転を伴う転用計画となっております。変更内容としましては、土地の所在地はそのまま、事業承継により転用目的を資材置場への変更、当初計画者から事業承継者への所有権移転となります。当該申請につきましては、各判断基準に該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。
議案第 127 号について、説明は以上です。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
議案第 127 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑ないようですので、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 議案第 127 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、

変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 127 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、議案第 128 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 39 ページをお開きください。

議案第 128 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

今回 5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなっております。それでは申請案件について説明したいと思います。

まず、整理番号 1 番につきまして、45 ページの調査書をお開きください。申請のあった土地は、田頭東り原 23 番 4、23 番 6、23 番 7 及び 23 番 8。転用の目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、51 ページの調査書をお開きください。申請のあった土地は、渡嘉敷太田原 272 番 1 及び 272 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番、57 ページの調査書をお開きください。申請のあった土地は、伊良波西原 530 番 1、転用目的は資材置場。この申請は、先ほど事業変更承認願があった土地の 5 条申請となっております。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番、64 ページの調査書をお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 855 番及び 854 番 4。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番、71 ページの調査書をお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 854 番 8、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。この整理番号 4 番と 5 番は隣接しておりますので一体利用となります。譲受人のほうが、実はドン・キホーテということで、元の役所のほうにドン・キホーテが来ます。その駐車場という形での申請となっております。

以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第128号については、1件ずつ審議しますが、整理番号4番と5番はそれぞれ関連しますので、一括して審議をします。

それでは整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑ないようですので、これより採決に移りたいと思います。

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

それでは、整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4番委員挙手)

4番委員

この2番は、これはこんななったんでしょう？ それはどんなするんですか。

事務局

47ページを見ていただけますか。実は現場確認しますと、申請地が黄色になっております。道側から向かいますと右側、ガードレールが切れていまして、ここから出入口になるのですが、そこから約5メートルほど土が入れられていて、それから奥のほうにスロープがついていて、この辺までスロープがついていて、みんな崖地ではなくて、スロープがついていて降りられるようになっておりました。現場確認しております。

以上です。

4番委員

入るときは、そのまま降りて。

事務局

はい。自分たちも降りて。今は上から見たら草がぼうぼうで見えないのですが、ちゃんと降りて歩けるぐらいのスロープになっています。

会長

よろしいですか。

4 番委員

はい。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。

(はいの声あり)

会長

これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

続いて、整理番号 4 番と 5 番については一括して審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 4 番と 5 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番と 5 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に協議第 38 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 お手元の議案書の 73 ページをお願いします。令和 2 年 7 月 17 日付の豊経建農第 995 号で、豊見城市長より農業委員会会長宛て、農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）がございます。

根拠につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別添のとおり農用地利用集積計画を作成したいので、農業委員会の意見を求めるものでございます。詳しい内容等については、主管課であります農林水産課のほうから説明がございます。よろしくをお願いします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班、大城です。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 2 件ございますので、それぞれ説明したいと思います。資料の 75 ページをお願いします。

まず初めに、R2-3 についてですが、貸手及び借手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は渡橋名 97 番 1 で、面積は 2,149 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 5 年間、借賃については年額 12 万円を毎年 12 月末までに現金持参することとなっております。

続きまして、資料の 77 ページをお願いします。R2-4 についてですが、貸手及び借手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は与根 68 番 7、面積 1,535 m²、与根 68 番 8、面積 102 m²、計 1,637 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は広告日から 5 年間、借賃については年額計 9 万 9,211 円を毎年 8 月末までに現金持参することとなっております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、協議第 38 号について説明が終わりました。

協議第 38 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第 38 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異

議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 38 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 2 年 7 月 29 日 (水)

午後 2 時 18 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



6 番委員

本底 花野



7 番委員

上原 啓一

